

植物品種に係る審査に関する協力覚書
(仮訳)

日本国農林水産省食料産業局知的財産課（以下「日本側当局」という。）と欧州植物品種庁（以下「CPVO」）は、以下のとおり共通の認識に達した。

1

- (1) 日本側当局は、CPVO に対し、CPVO の書面による要請に応じて、植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「UPOV 条約」という。）に従って実施され、日本側当局に出願された植物品種に係る審査結果を提供する。
- (2) CPVO は、日本側当局に対し、日本側当局の書面による要請に応じて、UPOV 条約に従って実施され、CPVO に出願された植物品種に係る審査結果を提供する。

2

1 に基づいて相手国当局に対して提供された審査結果は、自国の審査基準に従って実施された審査の結果であるものとする。

3

- (1) 1 に従って相手国当局に対して審査結果を提供する場合に使用する文書は、UPOV 条約第 12 条に基づいて制定されたテストガイドラインの手順書「DUS 栽培試験における経験と協力」(TGP/5) 第 6「UPOV 審査結果報告書及び UPOV 品種記述書」に規定される様式に基づくものとする。
- (2) 1 に従って提供する審査結果は、英語で作成される。

4

- (1) 日本国当局は、CPVO に対して審査結果を無償で提供する。
- (2) CPVO は、日本国当局に対して審査結果の提供を行うには、日本国当局に対して、240 ユーロに相当する額の費用を請求する。

5

- (1) 受領側当局は、他方の当局から提供された審査結果を当該当局における植物品種に係る審査以外の目的で使用しない。
- (2) 受領側当局は、当該審査結果を第三者に開示又は提供しない。

6

- (1) CPVO と日本側当局は、本覚書に基づく協力を2016年5月1日から開始する。
- (2) 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、双方の協議の上で解決する。
- (3) 本覚書は、双方の同意により修正又は廃止される。

農林水産省食料産業局知的財産課長

欧州植物品種庁長官

杉中淳

マーティン エクバド